

介護サービス事業所に対する監査結果の状況及び
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する
届出・確認検査の状況

指定取消処分等の状況

(1) 指定取消・停止処分の件数 (図1)

平12年度以降の指定取消・停止処分のあった事業所は合計で1,504件となっている。

なお、平成21年度以降の指定取消・停止処分の件数については、平成21年度151件、平成22年度118件、平成23年度166件、平成24年度120件、平成25年度216件と推移している。

(2) 法人種別ごとの状況 (図3)

法人種別ごとの事業所数の違いを踏まえる必要があるが、指定取消件数については、営利法人が最も多く、全体の件数の約8割を占めている。

なお、平成25年度の単年度でも、営利法人が約8割となっている。

(3) サービス種別ごとの状況 (図4)

サービス種別ごとの取消件数については、訪問介護（介護予防を含む）が487件と一番多く、続いて居宅介護支援が223件、通所介護（介護予防を含む）が150件となっている。

なお、平成25年度の単年度については、訪問介護（介護予防を含む）が44件、通所介護（介護予防含む）が18件、居宅介護支援が18件、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）が8件となっている。

(4) 取消事由の年次推移 (図5、図6)

取消事案に対しての該当する処分事由の割合については、1件の取消事案に対し複数の取消事由が該当する場合があることに留意する必要があるが、平成25年度については、「介護給付費の請求に関して不正」に次いで「人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった」が多くなっている。

(5) 業務管理体制の整備に関する特別検査の状況 (図8)

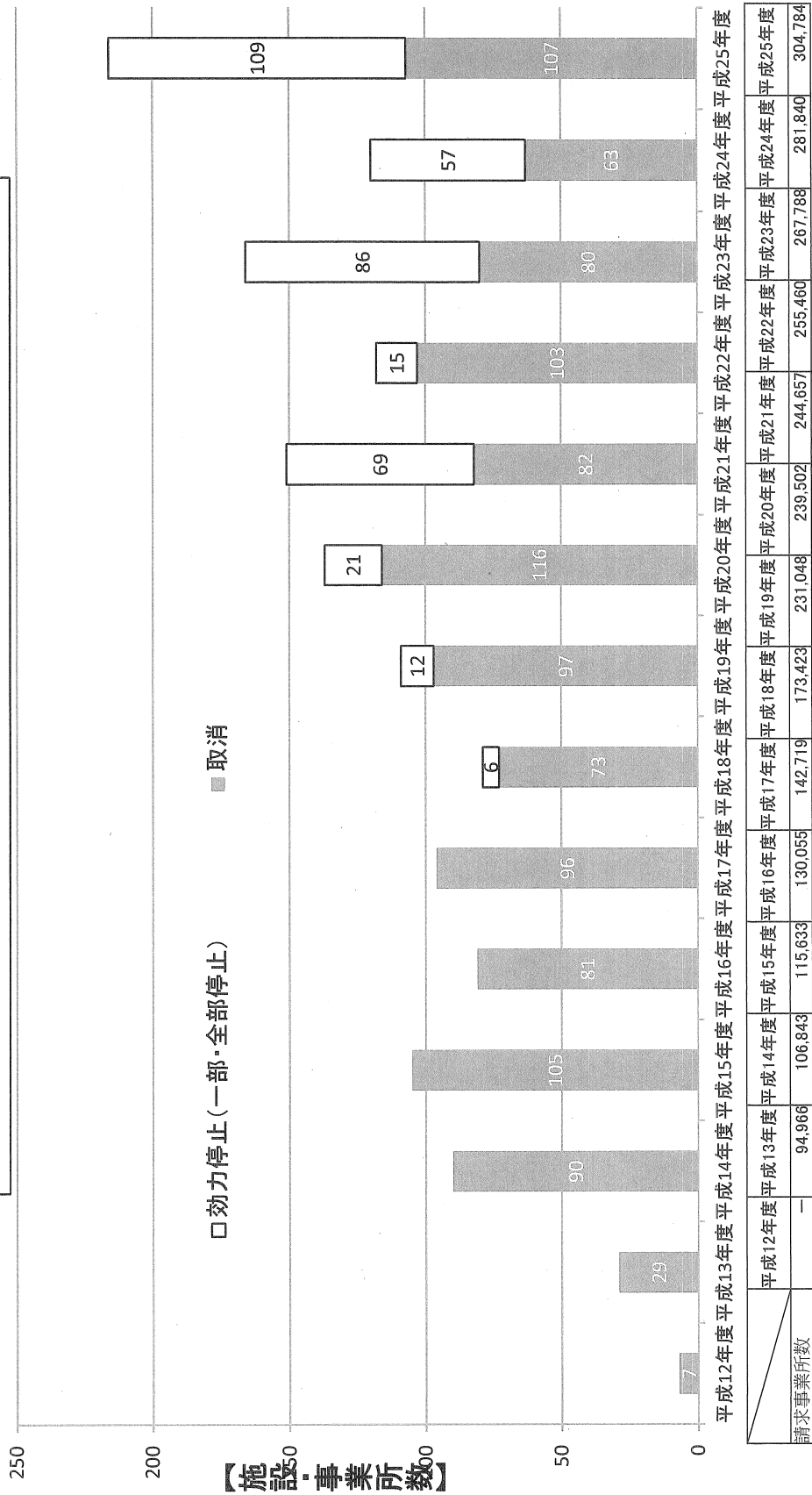
平成21年以降、指定取消・停止処分のあった事業所を運営する事業者に対する特別検査については、厚生労働省（本省・地方厚生局）及び自治体において合計141件実施している。

なお、平成25年度単年度では49件実施しており、うち、32件において改善勧告を行っている。

1. 指定取消・停止処分のあった介護保険施設・事業所内訳【年度別】(平成12年度～25年度)

(図1)

指定取消等施設・事業所数(合計): 1504事業所



※請求事業所数は、「介護給付費実態調査報告」の各年5月審査分

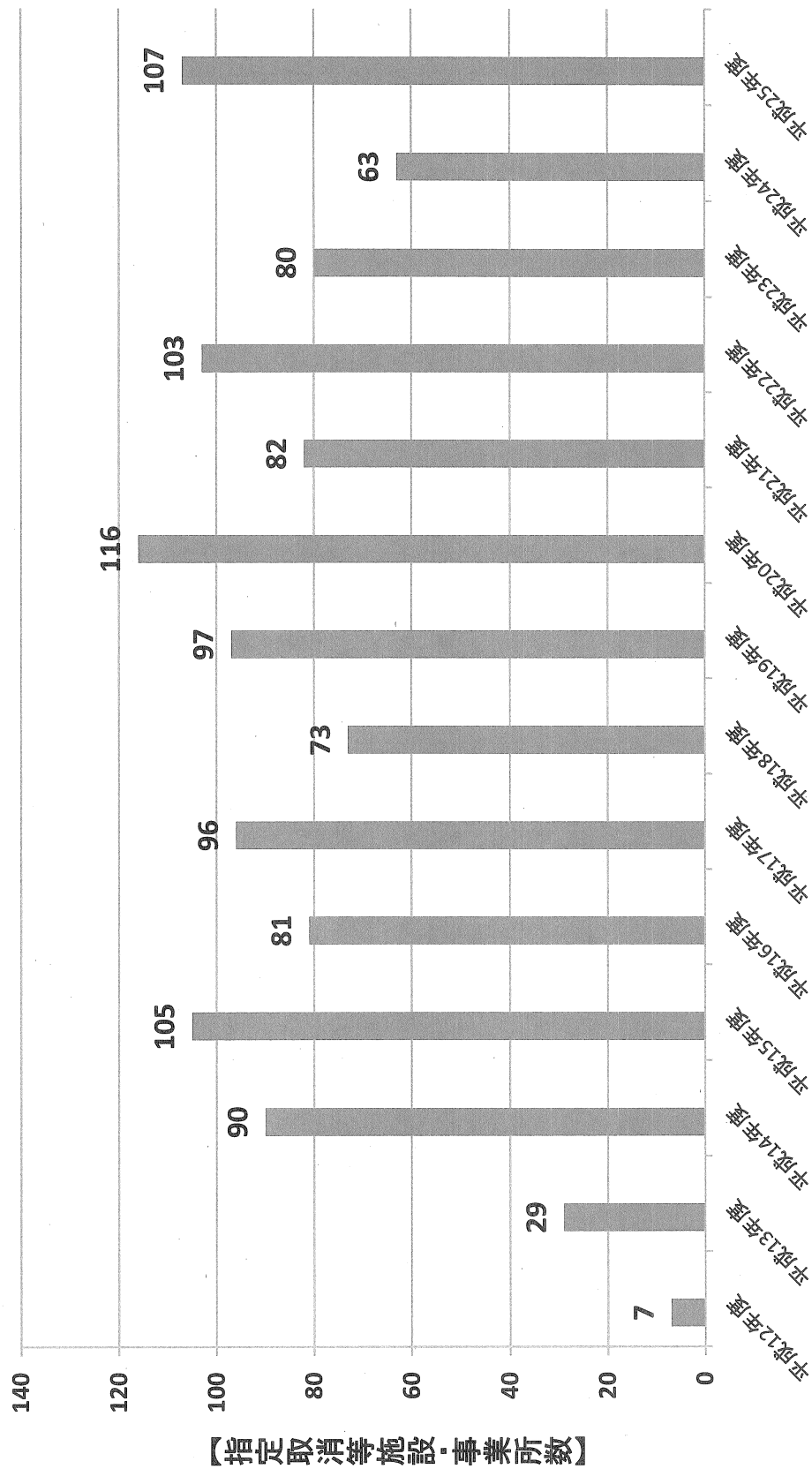
※効力停止処分は、平成18年度から施行された。

※指定取消の件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

2. 指定取消処分があった介護保険施設・事業所内訳
 【年度別】(平成12年度～25年度)

(図2)

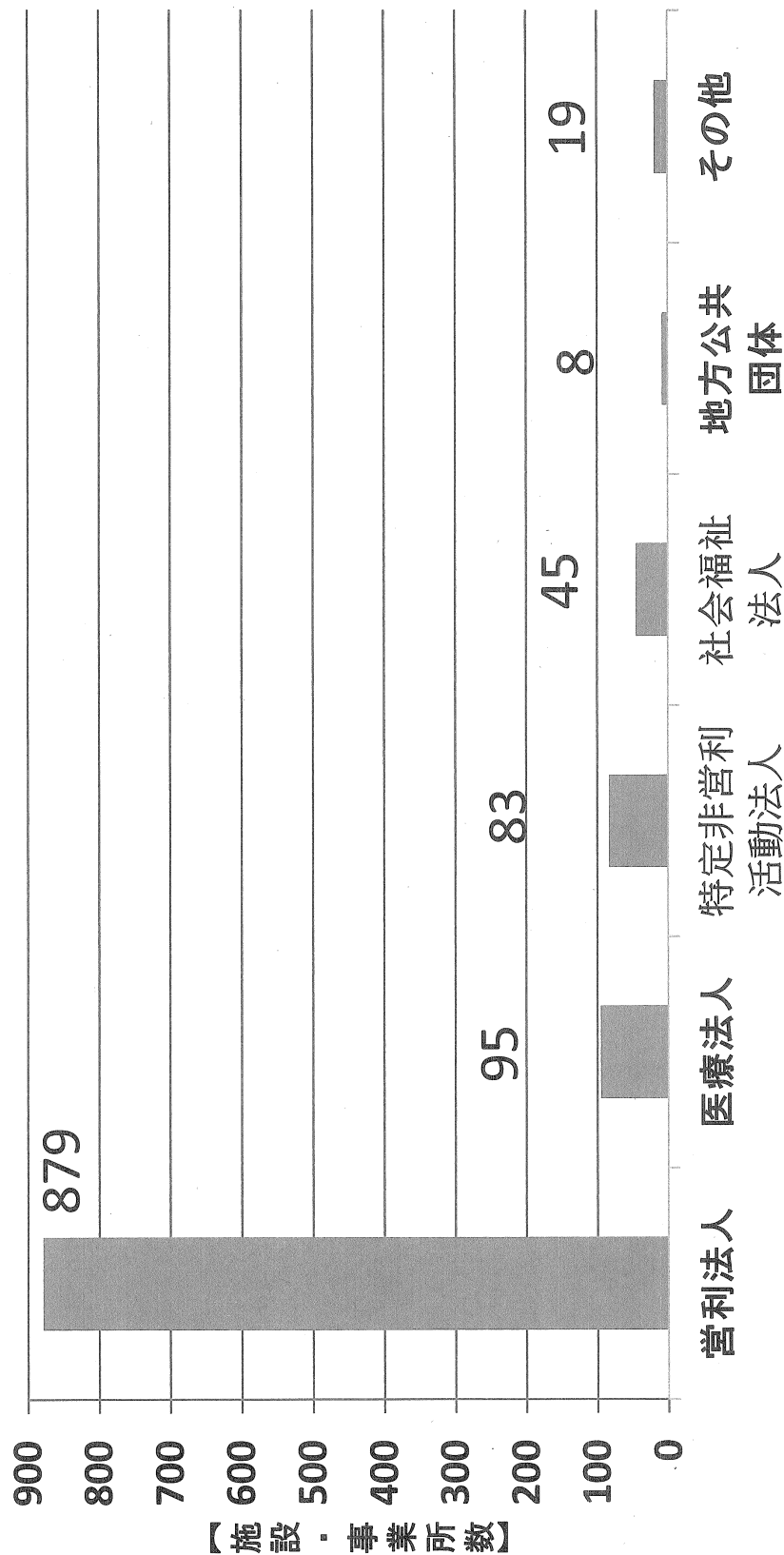
指定取消施設・事業所数(合計): 1129事業所



(図3)

3. 指定取消処分のあった介護保険施設・事業所内訳 【法人種類別】(平成12年度～25年度)

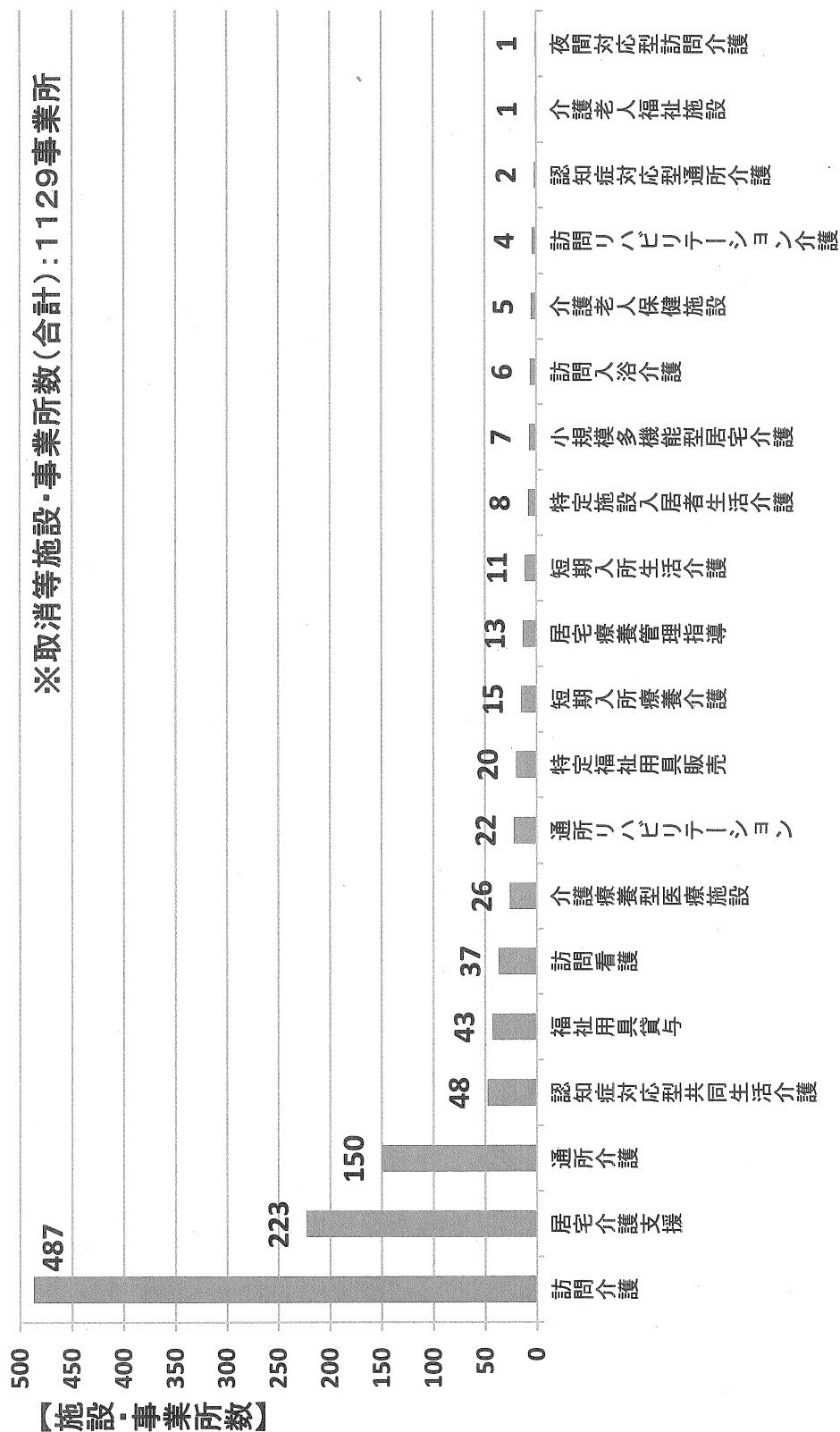
※取消等施設・事業所数(合計):1129事業所



【法人種類】

(図4)

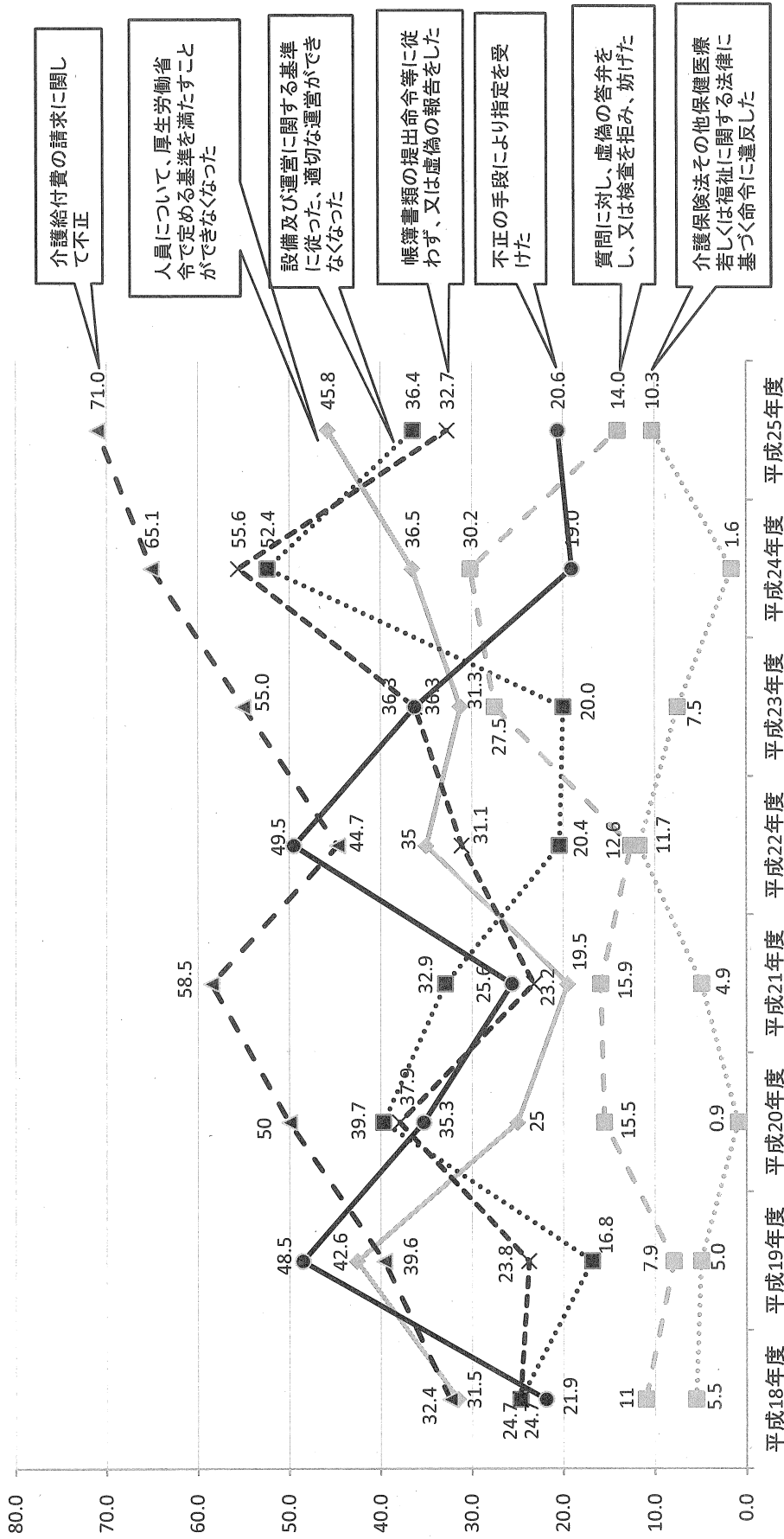
4. 指定取消処分のあった介護保険施設・事業所内訳 【サービス別】(平成12年度～25年度)



※各サービス毎の件数には介護予防サービス分を含む

(図5)

5. 主な取消事由の年次推移(平成18年度～25年度)



※各年度の取消件数を100とした時の割合

(図6)

6. 指定取消等の状況(平成25年度)

取消事由	介護給付費の請求に関して不正	人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	設備及び運営に關する基準に從つて適切な運営ができなくなった	帳簿書類の提出命令に等に従わず、又は虚偽の報告をした	不正の手段により指定を受けた	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	利用者の人格を尊重し、職務を遂行する義務に違反した
根拠条文(例)	第77条第1項第6号	第77条第1項第3号	第77条第1項第4号	第77条第1項第7号	第77条第1項第9号	第77条第1項第8号	第77条第1項第10号	第77条第1項第5号
訪問介護	21	11	8	10	3	5	2	
通所介護	7	4	5	2	3	2		2
通所リハビリテーション	2	1	1	2				
短期入所療養介護	2	2	1	2				
福祉用具貸与	(1)	1			1			
特定福祉用具販売	(1)	1			1			
居宅介護支援	17	5	9	4		2		2
介護老人保健施設	(1)			1				
介護予防訪問介護	10	9	4	4	5	2	5	
介護予防通所介護	2	2	2	2	3	1		2
介護予防通所リハビリテーション	1	1	1	2				
介護予防短期入所療養介護	1	2		2				
介護予防福祉用具貸与	(1)	1			1			
特定介護予防福祉用具販売	(1)	1			1			
小規模多機能型居宅介護	(3)	1	2	1	1			
認知症対応型共同生活介護	(4)	3	3	2	1	2	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	(3)	1	1	1	1			1
介護予防認知症対応型共同生活介護	(4)	3	2	1	1	1	2	1
合計	76	49	39	35	22	15	11	8

※()内は平成25年度に指定取消処分を受けた事業所件数

※数値の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない

7. 主な取消事由の事例(平成25年度)

(図7)

取消事由	根拠条文(例)	違反事例
介護給付費の請求に関して不正があった	第77条第1項第6号	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供を行わず虚偽の提供記録により報酬を請求した。 ・人員基準欠如、定員超過にも関わらず減算せず請求した。
人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	第77条第1項第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・指定時から常勤の管理者及びサービス提供責任者を未配置、介護職員が人員基準を満たしていない。 ・常勤の管理者及びサービス提供責任者が配置されておらず、人員基準を満たしていない。
設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	第77条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護計画不作成、サービス提供記録をしていなかった。 ・サービス担当者会議の不開催、ケアプランの未作成、モニタリングが実施されていなかった。
帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	第77条第1項第7号	<ul style="list-style-type: none"> ・監査において実際の勤務と異なる虚偽の勤務表を提出した。 ・監査において虚偽の居宅サービス計画を提出した。
不正の手段により指定を受けた	第77条第1項第9号	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請時に従事予定のない従業員を勤務形態に記載し、辞令を偽造し指定を受けた。 ・指定日以前に退職したサービス提供責任者兼介護職員の名義使用指定を受けた。
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	第77条第1項第8号	<ul style="list-style-type: none"> ・監査において、管理者及び従業者が勤務及び運営実態に係る虚偽答弁を行った。 ・監査において、事務所内の立入を拒否した。
介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	第77条第1項第10号	<ul style="list-style-type: none"> ・不正請求等を行った訪問介護事業所と一体的に運営される事業所であるため。
利用者の人格を尊重し、職務を遂行する義務に違反した	第77条第1項第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・法人代表者及び管理者が施設の利用者を虐待し、尊厳を著しく侵害した。

8. 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施結果 (図8)

【年度別】 (平成21年度～25年度)

特別検査実施事業者数(合計): 141事業者

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
実施件数結果内訳	実施件数	8	37	20	27	49	141
	改善勧告件数	2	9	8	19	32	70
	行政指導に基づく改善報告件数	0	6	3	2	4	15
	その他の件数 ※	6	22	9	6	13	56

※その他の件数は、訪問介護事業所が指定取消となったが、介護予防訪問介護事業所については廃止するため、他に運営する介護事業もないことから、改善指導及び改善勧告を行わなかった場合等の件数である。

(参考)

主な改善勧告理由

- ・法令遵守責任者の役割及び権限が不明確である。
- ・法令違反の未然防止のためのモニタリング態勢やチェック機能が構築されていない。
- ・役員に対して法令遵守の必要性や理解を深めるための取組を行っていないため、法令遵守に対する意識が不足しており、内部牽制体制も働かなかった。